

解決方ヲ依頼スルコトセリ

二、七月十二日以東前記小林利、事業主ヲ訪問シ事業ノ継続方ヲ
囑問セルニ事業主ハ全無事業継続ノ意思ナク為メニ従業員側ノ辭職
ヲ強要スルニ至リ

只十七日午後一時より正式ニ所轄農戸警察署ニ於テ

事業主側 勝田十カ 外一名

従業員側 澤田己之吉 外二名

今見折衝セルカ、事業主側ノ事業継続不可能ナルヲ従業員側
ニ諒解シ辭職スルコト、ナリ退職手当問題ヲ中心ニ交渉セ
ル結果

事業主「予告・退職手当其他一斉ヲ含ム金四百三十圓ヲ支
給スルコト、ナリ午後三時別記賞書ノ通り円満解決セリ

右及申報候也

別記

賞書

勝田硝子琢磨工場對従業員ノ給振ハ、農戸署ノ斡施ニ依リ
左記條件ニテ円満解決セリ、依テ後日ノ為メ賞書三通ヲ作
成書事者各一通宛テ之ヲ保持スルモノトス

昭和十二年七月十九日

工場主 勝田十カ (印)

従業員代表 澤田己之吉 (印)

主合人宛書事者各一通 樋口由吉 (印)

記

一、退職手当金トシテ工場主ハ従業員ニ對シ全一封(四百三十圓)
ヲ支給スルコト

以上